

27知南環監第6号

地方自治法（昭和22年法律第27号）第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

平成27年4月28日

知多南部広域環境組合

監査委員 小 荒 忠 則

監査委員 磯 部 輝 次

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

第1 監査の請求

1 請求人

A	常滑市
B	常滑市
C	常滑市
D	常滑市
E	常滑市
F	常滑市
G	常滑市
H	常滑市
I	常滑市
J	常滑市
K	常滑市
L	常滑市
M	常滑市
N	常滑市
O	常滑市
P	常滑市
Q	常滑市
R	常滑市
S	常滑市
T	常滑市
U	常滑市

V	常滑市
W	常滑市
X	常滑市
Y	常滑市
Z	常滑市

以上26名

2 請求書の提出

平成27年4月3日

第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成27年4月3日にこれを受理した。

第3 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して平成27年4月16日に陳述の機会を与え、請求人の趣旨を捕捉する陳述及び追加証拠の提出を受けた。

（陳述に出席した請求人）

A

O

X

第4 請求の要旨

住民監査請求書に記載されている事項及び請求人の陳述の内容を勘案した結果、請求の要旨を次のように解した。

（1）違法及び不当な契約締結の概要

平成26年6月24日付けにて、知多南部広域環境組合、武豊町、半田市土地開発公社の三者で締結された知多南部広域環境組合ごみ処理施設建設事業用地先行取得に関する協定書は、以下の点において違法及び不当なもので、相当な確実さで、組合構成市町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町）に損害を与えるものである。

- ア 都市計画決定がされていない事業用地を購入することはできない。
- イ 土壌汚染対策法に規定されている土壌汚染状況調査が実施されていない。
- ウ 施設整備計画が決定されていない段階で、事業用地 50,000.6 m²を購入した。

（2）措置を請求する内容

- ア 平成26年6月24日付けにて、知多南部広域環境組合、武豊町、半田市土地開発公社の三者で締結された知多南部広域環境組合ごみ処理施設建設事業用地先行取得に関する協定書を解除するよう請求する。
- イ 知多南部広域環境組合ごみ処理施設建設事業用地先行取得に関する各支出の停

止を請求する。

第5 監査の実施

1 監査の対象事項

監査対象事項は、半田市土地開発公社が中山製鋼所から取得したごみ処理施設建設事業用地を知多南部広域環境組合が買戻す協定書を解除する特別な事情があり、協定書自体が違法又は不当であるのか。また、事業用地購入過程において、違法又は不当な事実及び支出が存するか監査することと決定した。

なお、地方自治法242条に規定されている、当該行為がなされることが相当な確実さをもって予測される場合を含むとあるが、土壌汚染処理の対策費等など実際に構成市町が損害を被る額等については、請求書に添付された証拠ならびに陳述からは判断できず、また、相当な確実さも証明できないため、監査の対象とはしない。

2 監査の対象部局及び陳述を聴取した職員

事務局、総務課を監査対象とした。

総務課長 中川 尚之

(1) 監査の実施日

平成27年4月10日

3 関係職員の陳述の要旨

(1) 都市計画決定前の土地購入について

都市計画決定前に実施できない事項は、都市計画法第69条以降に規定してあり、土地等の収用や使用制限であり、土地購入に際し、なんら制限を受けるものではない。

(2) 土壌汚染対策法に規定されている土壌汚染状況調査について

土壌汚染対策法に規定されている土壌汚染状況調査については、有害物質使用特定施設の使用の廃止時並びに一定規模(3,000 m²)以上の土地の形質変更届の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認める時及び土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると都道府県知事等が認める時点であり、建設予定地の先行取得時に調査を実施する義務はない。

なお、本物件の土壌調査については、現在、実施している環境影響評価調査において、さらには、建設に際し、土壌汚染対策法第4条に基づく自主的な調査の実施を予定している。

(3) 事業用地買収の経緯について

- ・平成25年10月16日：知多南部広域環境組合管理者副管理者会議（構成市町首長会議）において、武豊町字1号地11番地1の5万m²を建

設予定地とすることで合意した。

- ・平成 25 年 11 月 11 日：組合議会連絡会議において組合議員に報告
- ・平成 26 年 1 月 24 日：武豊町から半田市土地開発公社へ事業委託計画書を提出
- ・平成 26 年 2 月 21 日：半田市土地開発公社理事会において事業計画承認
- ・平成 26 年 3 月 28 日：不動産鑑定評価書を取得
- ・平成 26 年 5 月 26 日：構成市町担当部長等で構成する補償審査会にて不動産鑑定評価書を参考に価格決定
- ・平成 26 年 6 月 24 日：先行取得に関する協定書締結（組合・武豊町・公社）
- ・平成 26 年 7 月 2 日：土地売買契約書締結（土地所有者・公社）

以上が買収までの経緯であり、なんら、違法及び不当な契約締結を行っているものではない。

管理者副管理者会議名簿(平成 25 年 10 月 16 日開催)

役 職 名	氏 名
半 田 市 長	榑 原 純 夫
常 滑 市 長	片 岡 憲 彦
美 浜 町 長	山 下 治 夫
武 豊 町 長	粂 山 芳 輝
半田市副市長	藤 本 哲 史
南知多町副町長	鳥 居 敏 正

補償審査会委員名簿(平成 26 年 5 月 26 日開催)

役 職 名	氏 名
武豊町副町長(会長)	各 務 正 巳
半田市環境監(委員)	折 戸 富 和
常滑市 部長(委員)	竹 内 洋 一
南知多町部長(委員)	早 川 哲 司
美浜町 部長(委員)	斎 藤 博
武豊町 部長(委員)	鈴 木 政 司
組合事務局長(委員)	竹 内 宏 行

第6 判断

以上を総合的に判断すると、知多南部広域環境組合が事業用地を確保するため、知多南部広域環境組合、武豊町、半田市土地開発公社の三者で締結した協定書は、半田市土地開発公社が売主と売買契約を締結する時点において、都市計画決定の有無並びに土壤汚染対策法に規定されている土壤汚染状況調査の実施がされていないことを持って、違法性を認めることは出来ない。また、施設整備計画が決定されていない段階で、事業用地 50,000.6 m²を確保した事実については、経済的及び政策的見地から総合的に構成市町の合意に基づき決定されたものであり、違法性ならびに不当性があるとは認められない。

以上のとおり、請求人の主張には理由がないものと判断し、これを棄却する。

なお、ごみ処理施設建設事業を進めるにあたり、2市3町の広域事業であるため、構成市町の住民に対して、情報公開や情報提供には十分配慮し、更なる透明性の確保に努められるよう付言する。